

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。	
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>		
②処分名	③番号 温泉の利用許可を受けた者の相続の承認			
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	温泉法（昭和23年法律第125号）第17条第1項			
⑤審査基準関係	関係条項	温泉法第17条第3項において準用する同法第15条第2項（第3号に係る部分を除く）		
	基準	<p>1 温泉の利用の許可を受けた者が死亡した場合において、温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引続き行おうとする相続人であること。</p> <p>2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の利用の許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定されたものであること。</p> <p>3 被相続人の死亡後60日以内であること。</p> <p>4 相続人は、欠格要件に該当しないものであること。</p> <p>5 承認の申請書の様式は市規則第5条に定める様式第5号とし、法施行規則第9条各項に規定する事項を申請書に記載及び添付して提出することとする。</p> <p>6 申請書に添付する、申請者が法第15条第2項各号に該当しない旨の誓約書の様式は、市規則第3条に定める様式第2号とする。</p>		
	設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）		
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
⑥標準処理期間関係	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
	標準処理期間	総日数 10日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）		
	内訳	経由機関での期間	日	
		協議機関での期間	日	
処分機関での期間		日		
設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）			

⑦備考	<ol style="list-style-type: none">(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間(4) 本市の勤務を要しない日の日数
-----	--